

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修昇降機設備工事

特 記 仕 様 書
(昇降機)

北区 営繕課

目 次

第1編 共通事項	- 1 -
第1章 工事概要	- 1 -
1.1 工事件名	- 1 -
1.2 工事場所	- 1 -
1.3 敷地面積	- 1 -
1.4 建物概要	- 1 -
1.5 工事概要	- 1 -
1.6 工期	- 1 -
1.7 備考	- 1 -
第2章 一般事項	- 2 -
2.1 適用範囲	- 2 -
2.2 特許権等の調査について	- 2 -
2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い	- 2 -
2.4 工事の入札等について	- 2 -
2.5 公共事業労務費調査に対する協力	- 2 -
2.6 各種点検、調査、見学会等への協力	- 2 -
第3章 支払	- 3 -
3.1 部分払	- 3 -
3.2 一部しゅん功払	- 3 -
第4章 施工区分	- 4 -
4.1 施工区分	- 4 -
4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い	- 7 -
第2編 工種別事項	- 8 -
第1章 一般事項	- 8 -
第1節 総則	- 8 -
1.1.1 官公署その他への届出手続き等（標準仕様書 1.1.1.4）	- 8 -
1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書 1.1.1.5）	- 8 -
1.1.3 工事実績情報の登録（標準仕様書 1.1.1.7）	- 8 -
1.1.4 関連工事等の調整（標準仕様書 1.1.1.11）	- 8 -
1.1.5 建設副産物の処理（標準仕様書 1.1.1.16）	- 8 -
1.1.6 過積載の防止（標準仕様書 1.1.1.17）	- 10 -
1.1.7 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書 1.1.1.19）	- 10 -
第2節 工事関係図書	- 11 -
1.2.1 実施工程表（標準仕様書 1.1.2.1）	- 11 -
1.2.2 施工計画書（標準仕様書 1.1.2.2）	- 11 -
1.2.3 施工図等（標準仕様書 1.1.2.3）	- 11 -
1.2.4 工事の記録等（標準仕様書 1.1.2.4）	- 11 -
第3節 工事現場管理	- 12 -
1.3.1 電気保安技術者（標準仕様書 1.1.3.2）	- 12 -
1.3.2 施工条件（標準仕様書 1.1.3.4）	- 12 -
1.3.3 施行中の安全確保（標準仕様書 1.1.3.6）	- 12 -
1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書 1.1.3.2）	- 13 -
第4節 機器及び材料	- 14 -
1.4.1 環境への配慮（標準仕様書 1.1.4.1）	- 14 -
1.4.2 機材の品質等（標準仕様書 1.1.4.2）	- 15 -
1.4.3 機材の検査等（標準仕様書 1.1.4.5）	- 15 -
第5節 施工	- 15 -
1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書 1.1.5.6）	- 15 -

1.5.2	低騒音型・低振動型建設機械（標準仕様書 1.1.5.7）	- 16 -
1.5.3	化学物質の濃度測定（標準仕様書 1.1.5.8）	- 16 -
第6節	しゅん功図等	- 17 -
1.6.1	完了時の提出図書（標準仕様書 1.1.7.1）	- 17 -
1.6.2	しゅん功図（標準仕様書 1.1.7.2）	- 17 -
1.6.3	保全に関する資料（標準仕様書 1.1.7.3）	- 18 -
1.6.4	電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）	- 18 -
第7節	その他	- 18 -
1.7.1	足場	- 18 -
1.7.2	ハロンの改修及び登録	- 19 -
第2章	昇降機設備工事	- 19 -
第1節	一般事項	- 19 -
2.1.1	一般事項（標準仕様書 7.1.1.1）	- 19 -
第2節	普及型エレベーター	- 19 -
2.2.1	一般事項（標準仕様書 7.2.1.1）	- 19 -
2.2.2	駆動装置等（標準仕様書 7.2.2.1）	- 20 -
2.2.3	かご（標準仕様書 7.2.2.2）	- 20 -
2.2.4	乗場（標準仕様書 7.2.2.3）	- 21 -
2.2.5	安全装置（標準仕様書 7.2.2.5）	- 22 -
2.2.6	耐震措置（標準仕様書 7.2.2.6）	- 22 -
2.2.7	管制運転等（標準仕様書 7.2.2.7）	- 22 -
2.2.8	エレベーター監視盤（標準仕様書 7.2.2.8）	- 22 -
2.2.9	エレベーター警報盤（標準仕様書 7.2.2.9）	- 23 -
第3節	一般エレベーター	- 23 -
2.3.1	一般事項（標準仕様書 7.3.1.1）	- 23 -
2.3.2	電源盤及び制御盤（標準仕様書 7.3.2.1.4）	- 24 -
2.3.3	かご床（標準仕様書 7.3.2.2.2）	- 24 -
2.3.4	かご室（標準仕様書 7.3.2.2.3）	- 24 -
2.3.5	かごの戸（標準仕様書 7.3.2.2.4）	- 25 -
2.3.6	かご操作盤（標準仕様書 7.3.2.2.6）	- 25 -
2.3.7	かご内インジケータ（標準仕様書 7.3.2.2.7）	- 25 -
2.3.8	三方枠（標準仕様書 7.2.2.3.1）	- 25 -
2.3.9	乗場の敷居（標準仕様書 7.3.2.3.1）	- 26 -
2.3.10	乗場の戸（標準仕様書 7.2.2.3.3）	- 26 -
2.3.11	乗場ボタン（標準仕様書 7.3.2.3.2）	- 26 -
2.3.12	インジケータ（標準仕様書 7.2.2.3.6）	- 26 -
2.3.13	非常着床用出入口（標準仕様書 7.2.2.3.7）	- 26 -
2.3.14	安全装置（標準仕様書 7.3.2.5）	- 27 -
2.3.15	耐震措置（標準仕様書 7.3.2.6）	- 27 -
2.3.16	地震感知器（標準仕様書 7.2.2.6.3）	- 27 -
2.3.17	管制運転等（標準仕様書 7.3.2.7）	- 27 -
2.3.18	エレベーター監視盤（標準仕様書 7.3.2.8）	- 27 -
2.3.19	監視装置（標準仕様書 7.2.2.8.2）	- 28 -
2.3.20	操作卓（標準仕様書 7.2.2.8.4）	- 28 -
2.3.21	エレベーター警報盤（標準仕様書 7.3.2.9）	- 28 -
2.3.22	塗装標準（標準仕様書 7.3.2.10.3）	- 28 -
2.3.23	電気配線 一般事項（標準仕様書 7.3.2.11.1）	- 28 -
第4節	非常用エレベーター	- 28 -
2.4.1	付加仕様（標準仕様書 7.4.2.1）	- 28 -
第5節	小荷物専用昇降機	- 29 -

2.5.1 一般事項（標準仕様書 7.5.1.1）.....	- 29 -
2.5.2 電動機（標準仕様書 7.5.2.1.2）.....	- 29 -
2.5.3 マシンビーム及び床材（標準仕様書 7.5.2.1.5）.....	- 29 -
2.5.4 かご（標準仕様書 7.5.2.2.1）.....	- 29 -
2.5.5 敷居又は膳板（標準仕様書 7.5.2.2.3）.....	- 29 -
2.5.6 付属品（標準仕様書 7.5.2.5.2）.....	- 29 -
建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について.....	- 30 -
特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③.....	- 31 -

本特記仕様書の本文中における□印および■印については、■印を適用とする。

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

.....特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修昇降機設備工事.....

1.2 工事場所

.....東京都北区中十条4丁目16番32号（住居表示）.....

1.3 敷地面積

.....6,287.04 m².....

1.4 建物概要

建 物 名 称	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘
構 造	鉄筋コンクリート造
地 上 階 数	地上 5 階
地 下 階 数	地下 1 階
建 築 面 積	2,085.83 m ²
延 べ 面 積	9,356.44 m ²
備 考	

1.5 工事概要

- | | |
|--|-----|
| ☒ 寝台用昇降機 | 2 基 |
| ☒ 人荷用昇降機 | 2 基 |
| ☒ 小荷物専用昇降機 | 1 基 |

1.6 工期

契約確定日の翌日から 令和 6 年 11 月 29 日まで
■ 概成工期 令和 6 年 10 月 31 日まで

1.7 備考

.....

第2章 一般事項

北区役所は、環境マネジメントシステムを構築し、北区役所内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

この取組みには受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、「令和5年版 東京都機械設備工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。この特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書により施工する。
- (2) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。

2.2 特許権等の調査について

この工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から、1年以内（又は2年以内）に契約不適合に関する調査（工事請負契約約款第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立会うものとする。

2.4 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.5 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) この工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合でも同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、受注者は、調査の実施に必要な協力を行う。また、調査がこの工事の工期経過後であった場合でも同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存し、日頃より使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、この工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定める。

2.6 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

第3章 支払

3.1 部分払

(1) 工事請負契約書第38条に定める部分払の方法は、次による。

☐ 段階別部分払 (支払回数は、 回以内とする。)

☐ 特例工事部分払 (支払回数は、 回以内とする。)

■ 部分払は、行わない。

(2) それぞれの運用については、次による。

段階別部分払

ア 請求時期及び出来形

(7) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。

(4) 請求時期における出来形は、認定に適する出来形とし、その内容は、別添「工種別出来形及び認定率表」による。

イ 出来高率表の提出

受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

ウ 請求金額は、10万円未満を切り捨て、10万円単位とする。

特例工事部分払

ア 請求時期

請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。

イ 出来高率表の提出

受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度、提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

ウ 請求金額は、10万円未満を切り捨て、10万円単位とする。

3.2 一部しゅん功払

(1) 工事請負契約書第39条に規定する指定部分に係る工事が一部しゅん功し、検査に合格したときは、指定部分に相応する契約代金を支払う、指定部分の出来高割合は.....%を支払う。

(2) 指定部分の内容

.....
.....
.....

(3) 請求金額の算定

前金払が行われている場合は、当該部分に相当する支払済額を除く。

第4章 施工区分

4.1 施工区分

関連工事等との施工区分は、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備・昇降機設備標準施工区分表

項目	内容	建築	電気	給・衛	空調	昇降機	備考
1 各種水槽・ピット(建物と一体構造のもの)	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○					
	2 コンクリート造の各種水槽等の釜場	○					
	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋(防水型)及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋(防臭型)及びタラップ	○					
	4 最下階便所のピット、人孔蓋(防臭型)及びタラップ	○					
	5 二重床改め口	○					
	6 二重底盤内通気管・通水管	○					
	7 二重壁内の水抜管	○					
	8 昇降機ピット(躯体及び仕上げ)	○					
2 トレンチ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び人孔蓋	○					
	2 屋内排水溝及び人孔蓋	○					
3 機器等の基礎(建物と一体構造のもの)	1 機器用基礎(コンクリート打ち)	○					
	2 屋上水槽の基礎(コンクリート打ち)	○					
	3 二重床下部分の機器用基礎(コンクリート打ち)	○					
	4 機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上げ		○	○	○		
4 スリーブ	1 各種配管用スリーブ		○	○	○	○	
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ	○ *			○		* 建築が取り付けるガラリの場合
	3 衛生器具(大便器)取付け用箱入れ			○			
	4 押込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ			○			
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		○			○	
	6 各種スリーブの補強	○					
	7 避雷針取付け部	○					防水を考慮した基礎仕上げ
	8 外壁貫通スリーブまわりの防水	○					
	9 床貫通スリーブまわりの防水	○					防水層を貫通する場合
	10 貫通穴及びダクト空隙充填		○	○	○	○	

項目	内容	建築	電気	給・衛	空調	昇降機	備考
5 天井切込及び換気扇取付け枠	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込器具類取付けのための天井切込み及び下地補強	○					墨出しは電気、給・衛又は空調
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○					墨出しは電気、給・衛又は空調
6 改め口、点検扉	1 天井改め口	○					
	2 各種シャフト点検口	○					
7 はつり及び補修	配管のための貫通及び埋込み個所のはつり及び補修		○	○	○		
8 排水	1 各種床排水金具	○		○			
	2 造付け流し(人造石所出し)の排水金具			○			
	3 流しの排水金具	○ *		○			* 建築が取付ける流しの場合
	4 外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜枳	○		○			
9 雨水排水	1 ルーフドレイン	○					
	2 地盤面までの屋外縦樋・排水管	○					
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○					
	4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の縦樋			○			
10 ガラリ	1 外壁、サッシに取り付けるガラリ(ただし、空調・排気用ダクトその他に取合いあるものを除く。)	○					
	2 ドアガラリ	○					
	3 暗室等の遮光ガラリ	○					
11 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線・結線		○				
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線・結線				○		
	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線・結線				○		
	4 パッケージ型空調器用電源で手元開閉器以降の配管・配線・結線		○				
	5 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線及び操作盤・押ボタン取付け・結線	○					
12 制御	1 空調用制御機器及び操作用機器取付け及びその配管・配線・結線				○		
	2 衛生用液面制御機器取付け及びその配管・配線・結線		○				
	3 総合監視盤(衛生・空調)				○		

項目	内容	建築	電気	給・衛	空調	昇降機	備考
13 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッター その他の防災設備の電源・二次側配管・ 配線・結線及び検出器・制御盤		○				
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次 側配管・配線・結線及び検出器・制御盤				○		
14 コンセン ト・接栓穴 あけ	1 フリーアクセスの穴あけ	○					墨出しは電気
	2 実験台・演台(備品)等の穴あけ	○					墨出しは電気、給・衛 又は空調
15 各種 シャフト	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及 びこれに必要なコンクリート床	○					
16 昇降路	機器取付用ファスナープレート、ビーム等					○	
	天井面、トロリービーム					○	
	制御盤取付用部材の設置					○	
17 各階 乗場	各階乗場、出入り口廻りの穴あけ					○	
	各階乗場、取付用 部材の設置					○	
	敷居取付用 部材の設置					○	
18 配管・配 線・結線等	制御盤までの電源、接地工事		○				
	インターホン用配管・配線・結線工事		○			*	*結線は昇降機で行 う
	ピット点検用コンセント		○				
	電話用配管・配線・結線工事		○			*	*結線は昇降機で行 う
	防犯カメラ用同軸ケーブルの引き込み		○				
19 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再 使用するものの取外し	○	○	○	○		

この表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

- 受注者の負担とする。
- 発注者の支給とする。

(1) 電気料

ア 本受電後は、下記による。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事		○	○
機 械	空調設備 工事		○
	給排水 衛生設備 工事		○
その他			○

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

(2) 水道料

本管接続後は、下記による。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事			○
機 械	空調設備 工事		○
	給排水 衛生設備 工事	○	○
その他			○

(3) ガス料

本管接続後は、下記による。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事			○
機 械	空調設備 工事	※	○
	給排水 衛生設備 工事	○	○
その他			○

※空調工事が主たるガス工事を行う場合

第2編 工種別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 官公署その他への届出手続き等 (標準仕様書 1.1.1.4)

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第 88 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者 (標準仕様書 1.1.1.5)

(3) 専任の監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

(4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。

- ☐ 認めない。
- ☐ 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙「建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.3 工事实績情報の登録 (標準仕様書 1.1.1.7)

契約金額が 500 万円以上の工事は、工事实績情報システム(コリンズ)に基づく工事实績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」(ジャックという)）に登録する。

ただし、期間には、「東京都北区の休日を定める条例」（平成元年 条例第 1 号）に定める行政機関の休日含まない。

【登録先】 JACIC のホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.4 関連工事等の調整 (標準仕様書 1.1.1.11)

契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。

- 建築工事
- 電気設備工事
- 給排水衛生設備工事
- 空気調和設備工事

☐

☐

設計図書に明示された他の発注者に係る工事は、次のとおりである。

☐

1.1.5 建設副産物の処理 (標準仕様書 1.1.1.16)

(1) 建設副産物の取扱いは、次による。

ア リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成

受注者は、工事着手に当たって、リサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取りまとめて監督員に報告する。

なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）を準用するほか、次表による。

建設資材の再資源化等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」のほか「建設リサイクル法書類作成等の手引き(公共工事)」（東京都）によるものとする。これらについては、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

添付書類一覧

リサイクル計画書	リサイクル報告書
① 「再生資源利用促進計画書」 ② 収集運搬・処理業者の許可証の写し ③ 建設廃棄物処理委託契約書の写し ④ 運搬ルート図 ⑤ 使用するマニフェストの様式 ⑥ 有害物質等チェックリスト	① 「再生資源利用促進実施書」 ② 「リサイクル状況記録写真」

書類作成適用工事

書類名	適用工事
再生資源利用促進計画書（実施書）	以下のいずれかに該当する場合（工事しゅん功後、1年間保管） ① 建設発生土を搬出する場合 ② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する場合 ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を1品目当たり1トン以上搬出する場合

イ 「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」（コブリス）という。）の活用

本工事は「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たってはシステムの活用を図るものとする。

（システムに関する問い合わせ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）内

JACIC カスタマーセンター TEL 03-3505-0410

JACIC のホームページを参照すること。

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。

また、受注者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、並びに提出に当たっては、「COBRIS」若しくは国土交通省 HP に公表されている様式に公表されている様式に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

ウ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

エ リサイクル状況記録写真

受注者は以下により撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。

(7) 撮影内容

積み込み状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。

(イ) 撮影方法

運搬状況（工事現場出発時）は、積み込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。

現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。

再資源化施設の状況及び最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）は、施設名称看板等を入れて撮影する。

オ マニフェスト等による報告

(ア) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）以下「廃棄物処理法という。」に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者（受注者）が印刷したものを監督員に提示する。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを利用する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

1.1.6 過積載の防止（標準仕様書 1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書による。

【参考】「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.7 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書 1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

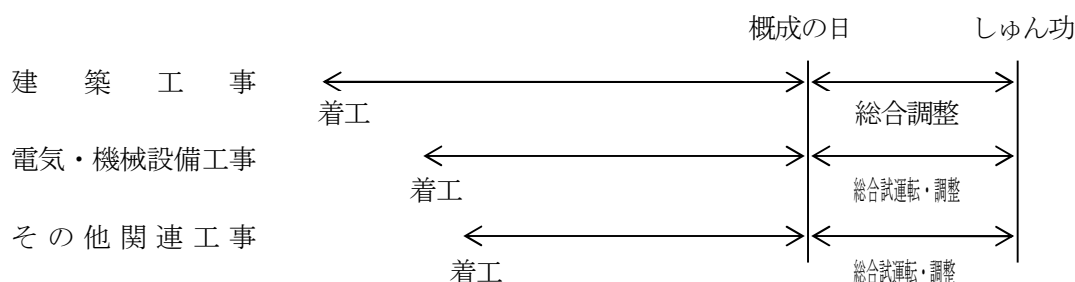
1.2.1 実施工程表 (標準仕様書 1.1.2.1)

全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.6 工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。

また、工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.4 関連工事等の調整」による。）。

なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書 1.1.1.2「用語の定義」（24）による。）



工程で条件がある場合は、次による。

☐

1.2.2 施工計画書 (標準仕様書 1.1.2.2)

(4) 仮囲い等をふ設する場合は、仮設の施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。

1.2.3 施工図等 (標準仕様書 1.1.2.3)

施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.4 工事の記録等 (標準仕様書 1.1.2.4)

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「北区工事記録写真撮影要領」（最新版）による。

また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

■ 作成する。

☐ 作成しない。

(2) 写真帳の提出は、次による。

■ 提出する

☐ 提出しない

.....
.....

(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化(以下、「電子黑板」という。)は次による。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事(以下、「対象工事」という。)することができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)に関する資料を添付する。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「北区工事記録写真撮影要領」(最新版)「第2章 4 撮影に使用する器具類」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することをいう。

電子政府における調達のために参照すべきリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」については、CRYPTREC ホームページを参照する。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACIC ホームページを参照する。

エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「北区工事記録写真撮影要領」(最新版)によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.1 電気保安技術者 (標準仕様書 1.1.3.2)

電気保安技術者の適用は、次による。

- ☒ 配置する
- ☐ 配置しない

1.3.2 施工条件 (標準仕様書 1.1.3.4)

(1) 施工順序は、次による。

- ☐ 図面による
- ☐

(2) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。

- ☐ 図示による
- ☐

(3) 施工条件は、次による。

- ☐
- ☐

1.3.3 施行中の安全確保 (標準仕様書 1.1.3.6)

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)については、次による。

- ☒ 本工事の受注者を指名しない。
- ☐ 本工事の受注者を指名する。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- ア 統括安全衛生責任者
- イ 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

1.3.4 石綿含有建材等の取扱い(標準仕様書 11.1.3.2)

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び「東京都建築工事標準仕様書「1.5.1 事前調査」、第29章 石綿除去工事」の当該事項による。

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

- ☐ 分析調査結果による。
- ☐ 図面による。

■ かが内床ゴムタイルについては含有と見做し、撤去・処分すること。

- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。

なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省 告示第1号 令和2年7月1日改正)に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)
- ② (一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの

ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料(事前調査結果報告(区役所)、事前調査結果等報告(労働基準監督署))及び事前調査結果の発注者への説明資料を監督員に提出すること。なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

(参考)

【報告対象となる工事】

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

- (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査等を行う場合は、監督員と協議の上行うこととする。
- (4) 石綿含有ガasket、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。

工事場所や規模に応じて、都、区及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮 (標準仕様書 1.1.4.1)

(1) 東京都環境物品等調達方針(公共工事)等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目(以下、「環境物品等」という。)の調達等は、原則として次による。

東京都環境物品等調達方針(公共工事)等については、東京都ホームページで最新版を参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(ア) 特別品目

- ☐ 建設発生土類
- ☐ 再生木質ボード類
- ☐ 環境配慮型型枠
- ☐ 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(東京都)より抜粋

環境配慮型型枠について

工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠(合板型枠(材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。)、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等)であること。

再生資源化施設や熱利用(回収、供給)が可能な施設において再生資源化等が可能なものであること。

製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるものは環境配慮型型枠として扱う。

ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材(FSC、PEFC または SGEC によるもの)、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。

- ① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材
- ② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの

なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。

- ☐ 再生クラッシュラン類
- ☐ 再生粒度調合砕石
- ☐ 温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物
- ☐ 環境配慮型(EM)電線・ケーブル
- ☐ RoHS 指令対応電線・ケーブル
- ☒ 低VOC塗料
- ☒ LEDを光源とする照明器具
- ☐ エコセメントセメントを用いたコンクリート二次製品
- ☐ スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
- ☐ ノンフロン断熱材
- ☐ 再生木質ボード類

(イ) 特定調達品目

- ☐ 建設機械
- ☐ 変圧器
- ☐

(ロ) 調達推進品目

- ☐
- ☐

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に示す環境物品等の使用を希望

する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付する等して監督員に提出して確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を添付した「報告書」を監督員に提出する。

また、当該チェックリストの電子情報を格納した CD-R 等を併せて、監督員に提出する。

なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

- (2) ホルムアルデヒド放散量については標準仕様書「2.3.1.1 一般事項」、「2.3.2.1.1 一般事項」(1)、「7.3.2.10.2 塗料」(2)及び「東京都建築工事標準仕様書」1.4.1(2)のとおりとし、放散等級の表示によらないものは、以下の通りとする。

☐

1.4.2 機材の品質等 (標準仕様書 1.1.4.2)

- (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次による。

☐

☐

- (10) 再生材の品質は次による。

次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。

「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。

ア 再生クラッシュラン(RC-40、RC-30)

イ 再生粒度調整碎石(RM-40、RM-30)

ウ 再生砂(RC-10)

エ 再生加熱アスファルト混合物

オ 改良土

カ 粒状改良土

キ 流動化処理土

ク 再生骨材Lを用いたコンクリート

ケ コンクリート用再生骨材H

コ 再生単粒度碎石（浸透トレンチ用）

☐

☐

1.4.3 機材の検査等 (標準仕様書 1.1.4.5)

本工事に使用する材料は、別に定める「北区材料検査実施基準」（最新版）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。

第5節 施工

1.5.1 排出ガス対策型建設機械 (標準仕様書 1.1.5.6)

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械用いるものとする。

一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW）

- (1) バックホウ

- (2) ホイールローダ
- (3) ブルドーザ
- (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- (5) 空気圧縮機（可搬式）
- (6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
- (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）
（道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.5.2 低騒音型・低振動型建設機械 (標準仕様書 1.1.5.7)

- (1) 次の建設機械は、低騒音型のものを用いる。
- ア バックホウ
 - イ クラムシェル
 - ウ トラクターショベル
 - エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
 - オ 油圧式杭圧入引拔機
 - カ アースオーガー
 - キ オールケーシング掘削機
 - ク アースドリル
 - ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
 - コ アスファルトフィニッシャー
 - サ 空気圧縮機
 - シ 発動発電機
- (2) 次の建設機械には、低振動型のものを用いる。
- ア バイブロハンマー

1.5.3 化学物質の濃度測定 (標準仕様書 1.1.5.8)

化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。
- ☐ 次により第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。なお、事前に測定に関する計画書（測定・分析機関の資料を添付する。）を作成し、監督員の承諾を受ける。改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前に測定し、測定値を監督員に報告する。
- ☐
- ア ホルムアルデヒド
 - (ア) 測定方法は、次による。なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、監督員と協議した上で、計画書に定める。
 - ☐ パッシブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
 - ☐ アクティブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法
 - ☐
 - (イ) 測定する室及び箇所（回数）
 - ☐
- イ トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン
 - (ア) 測定方法
 - ☐ パッシブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
 - ☐ アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法
 - ☐型採取機器による固相吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

☐ 容器採取ーガスクロマトグラフ／質量分析法

☐

(イ) 測定する室及び箇所（回数）

☐

ウ 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

エ 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※ 参考：対象物質の厚生労働省の指針値（平成 31 年 1 月時点）

ホルムアルデヒド $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)

トルエン $260 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)

キシレン $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)

エチルベンゼン $3,800 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)

スチレン $220 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)

（両単位の換算は、25℃の場合による。）

第 6 節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書 1.1.7.1）

(1) しゅん功図は作成する。

(2) しゅん功写真の作成は、次による。

■ 作成しない。

□ 作成する。アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、.....部とする。

なお、受注者はしゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について人格権を行使しないこと。

(3) 保全に関する資料を作成する。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書 1.1.7.2）

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としても良い。種類、内容及び提出部数は、次による。

(1) 設計説明書に示す「工事完了時のしゅん功図等」

①縮小原図（A3） 1 式

※ 用紙規格：トレーシングペーパー（A3・75g/m²）

※ 縮小原図とは、しゅん功図を指定するサイズに縮小した図面のことをいう。

②しゅん功図の電子データ

■ PDF形式 1 式（しゅん功図を PDF 形式に電子化したもの）

■ CADデータ 1 式（CAD によりしゅん功図を作成したもの）

電子データの提出は、電子メディア（CD-ROM 又は DVD）により行うこととし、表面ラベル部分に工事件名と施工者名を記載すること。

なお、電子データの内容及びファイル名称等については、監督員と協議すること。

(2) しゅん功原図1 部

(3) しゅん功図製本（A3 サイズ）5 部

1.6.3 保全に関する資料 (標準仕様書 1.1.7.3)

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

- ☐ 作成しない。
- 作成する。作成内容等は、次による。(詳細及び提出部数については監督員と協議を行う。)
 - 試験成績書
 - 官公署届出書類(副本)
 - 官公署届出書類の写し
 - 鍵・備品・工具リスト
 - 保証書
 - 建築物等の保守に関する説明書(機器取扱説明書、装置の運転説明書等)
- ☐ その他.....

1.6.4 電子納品(標準仕様書 1.1.7.4)

(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」(最新版)及び「営繕工事電子納品要領」[国土交通省 大臣官房官庁営繕部](最新版)を参考に作成した電子データを電子納品媒体(CD-R等)に記録して、監督員に内容を確認した後に電子納品媒体に直接署名又は押印し、提出する。

(2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。

- ☐ 「1.2.4 工事の記録等(3)」による工事記録写真
- ☐ 「1.6.1 完了時の提出図書(2)」によるしゅん功写真
- 「1.6.2 しゅん功図(1)」によるしゅん功図
- 「1.6.3 保全に関する資料(1)」による建物保全データ及びその他の保全に関する資料
- ☐

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

■ 貸与する。

ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

CADデータの著作者名：.....東京都北区総務部営繕課.....

☐ 貸与しない。

(4) 電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)の納品については、次による。

電子黒板写真を並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提示又は提出する。

JACICが提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)については、JACICホームページを参照する。

第7節 その他

1.7.1 足場

足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等主任技能講習を修了した者等が行うこととする。

1.7.2 ハロンの改修及び登録

ハロゲン化物消火設備のハロンは、リサイクルのため回収する。回収者は「データベース報告書」を特定非営利活動法人消防環境ネットワークに届け出るものとする。

第2章 昇降機設備工事

第1節 一般事項

2.1.1 一般事項 (標準仕様書 7.1.1.1)

(2) エレベーターの種別は、次による。

- ☒ 普及型エレベーター(1号機、2号機、小荷物)
- ☒ 一般型エレベーター(3号機、4号機)
- ☐ 非常用エレベーター

第2節 普及型エレベーター

2.2.1 一般事項 (標準仕様書 7.2.1.1)

エレベーターは、次による。

(ア) 用途

- ☐ 一般乗用
- ☒ 寝台用
- ☐

(イ) JIS記号

- ☒ B750-2S
-

(ウ) 機械室

- ☐ あり
- ☒ なし

(エ) 積載量

- ☐ 900kg
- ☒ 750kg
- ☐

(オ) 定員

- ☐ 13人
- ☒ 11人
- ☐

(カ) 速度

- ☐ 60m/min
- ☒ 45m/min
- ☐

(キ) 停止階

- ☒ 6階
- ☐ 4階
- ☐

2.2.2 駆動装置等 (標準仕様書 7.2.2.1)

機械室なしの場合の電源盤及び制御盤の設置場所は、次による。

■ 昇降路内

□ 乗場

(4) 動力計測用電力量計の適用は、次による。

□ あり

■ なし

(6) 乗合方式の適用は、次による。

■ 乗合全自動方式(SC)

□ 群乗合全自動方式(MSC)

□ 全自動群管理方式 (G S S)

2.2.3 かご (標準仕様書 7.2.2.2)

(1) ア (ア) 各階案内表示板の適用は、次による。

■ あり

□ なし

(イ) 館内放送用スピーカーの適用は、次による。

■ あり

□ なし

(ウ) 着脱式壁保護材の適用は、次による。

■ あり

□ なし

イ かご室内の付加仕様

(ア) かご内専用操作盤の適用は、次による。

■ あり

□ なし

(イ) かご内手すりの適用は、次による。

■ あり

□ なし

(ウ) かご内鏡の適用は、次による。

■ あり

□ なし

(エ) かご内専用インジケータ

■ あり

□ なし

(オ) キックプレート

■ あり

□ (かご内正面の壁含む)

□ なし

(カ) 視覚障害者用装置

■ ① 点字銘板

■ ② 自動放送装置

□ なし

(キ) 聴覚障害者用かご内表示装置

■ あり

□ なし

(2) かごの戸の材質の適用は、次による。

- ☒ 化粧鋼板
- ☐ 亜鉛めっき鋼板
- ☐ ステンレス鋼板
- ☐

かご出入口検知装置の適用は、次による。

- ☒ 多光軸式（乗用）
- ☐ 光電式（荷物用）
- ☐ なし

2.2.4 乗場 (標準仕様書 7.2.2.3)

(1) 三方枠の材質の適用は、次による。

- ☒ 鋼板
- ☐ 亜鉛めっき鋼板
- ☐ ステンレス鋼板
- ☐

(2) ア 乗用、寝台用及び人荷共用エレベーターの敷居の適用は、次による。

- ☒ アルミニウム材
- ☐ ステンレス鋼板

イ 荷物用エレベーターの敷居の適用は、次による。

- ☐ 鋼材
- ☐ アルミニウム材

(3) 乗場の戸の材質の適用は、次による。

- ☒ 鋼板
- ☐ 亜鉛めっき鋼板
- ☐ ステンレス鋼板
- ☐

(4) 遮炎性能及び遮煙性能の適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

(5) 乗場の戸の付加仕様の適用は、次による。

- ☐ 視覚障害者用仕様
- ☒ なし

(6) ア 専用乗場ボタンの適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

イ 点字銘板の適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

(7) ア ホールランタンの適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

イ 音声装置の適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

(8) 非常着床用出入口を設ける場合の仕様は、次による。

- ☐

2.2.5 安全装置 (標準仕様書 7.2.2.5)

非常止め装置（釣合おもり側）の適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

2.2.6 耐震措置 (標準仕様書 7.2.2.6)

(1) 地域係数は、次による。

- ☒ 1.0

耐震安全性の分類は、次による。

- ☐ S14
- ☒ A14

免震構造の建築物の設計用水平標準震度は、次による。

- ☐

制震構造の建築物の設計用水平標準震度は、次による。

- ☐

(2) 免震構造の建築物の設計用鉛直標準震度は、次による。

- ☐

(3) 免震構造の建築物の地震感知器の設定値（G a 1）は、次による。

- ☐

制震構造の建築物の地震感知器の設定値（G a 1）は、次による。

- ☐

2.2.7 管制運転等 (標準仕様書 7.2.2.7)

(1) 管制運転等の適用は、次による。

- ☒ 地震時管制運転
- ☐ 長尺物振れ管制運転
- ☒ 閉じ込め時リスタート運転
- ☒ 火災時管制運転
- ☐ 非常用発電時管制運転(自家発時管制運転)
- ☒ 停電時救出運転
- ☒ 浸水時管制運転
- ☒ ピット冠水時管制運転
- ☐ 緊急地震速報連動運転
- ☐ 自動診断回復旧運転

2.2.8 エレベーター監視盤 (標準仕様書 7.2.2.8)

(1) エレベーター監視盤の構成は、次による。

- ☒ 監視装置（表示部、操作部及びインターホン）
- ☒ 電源装置
- ☐ 操作卓
- ☐

エレベーター監視盤の形式は、次による。

- ☐ 自立型
- ☒ 壁掛形
- ☐ デスクトップ形

(2) 表示部の適用は、次による。

- ☒ LEDによる表示
 - ☐ 液晶ディスプレイ
 - (3) 操作キースイッチの適用は、次による。
 - ☒ 運転及び休止の切替スイッチ
 - ☐ 各種管制運転を行う操作及び基準階切替スイッチ
 - (4) 操作卓の適用は、次による。
 - ☐ あり
 - ☐ なし
- 操作卓の寸法は、次による。
- ☐

2.2.9 エレベーター警報盤 (標準仕様書 7.2.2.9)

エレベーター警報盤の適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

第3節 一般エレベーター

2.3.1 一般事項 (標準仕様書 7.3.1.1)

エレベーターは、次による。

- (ア) 用途
 - ☐ 乗用(車椅子兼用)
 - ☐ 寝台用
 - ☒ 人荷共用
 - ☐ 荷物用
 - ☐
- (イ) 機械室
 - ☒ あり(4号機のみ:人荷用)
 - ☒ なし
- (ウ) 積載量
 - ☒ 1,000kg
 - ☒ 700kg
 - ☐
- (エ) 定員
 - ☒ 15人
 - ☐ 12人
 - ☒ 10人
 - ☐
- (オ) 速度
 - ☐ 60m/min
 - ☒ 45m/min
 - ☐
- (カ) 停止階
 - ☒ 6階
 - ☒ 5階
 - ☐

2.3.2 電源盤及び制御盤 (標準仕様書 7.3.2.1.4)

機械室なしの場合の電源盤及び制御盤の設置場所は、次による。

- ☒ 昇降路内
- ☐ 乗場

(4) 動力計測用電力量計の適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

(6) 乗合方式の適用は、次による。

- ☒ 乗合全自動方式(SC)
- ☐ 群乗合全自動方式(MSC)
- ☐ 全自動群管理方式 (G S S)

2.3.3 かご床 (標準仕様書 7.3.2.2.2)

(1) かご床の適用は、次による。

- ☒ ゴムタイル
- ☐ 合成樹脂系タイル
- ☐

敷居の適用は、次による。

- ☒ アルミウム材
- ☐ ステンレス鋼板
- ☐

(2) 荷物用エレベーターのかご床の適用は、次による。

- ☐ 縞鋼板
- ☐ 鋼板

敷居の適用は、次による。

- ☐ 鋼材
- ☐ アルミニウム材
- ☐ ステンレス鋼板

2.3.4 かご室 (標準仕様書 7.3.2.2.3)

(1) 側板の適用は、次による。

- ☐
- ☒ 化粧鋼板
- ☐ 亜鉛めっき鋼板

(5) 各階案内表示板の適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

館内放送用スピーカーの適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

着脱式壁保護材の適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

(6) かご室内の付加仕様

ア かご内専用操作盤の適用は、次による。

- ☐ あり

- なし
- イ かご内手すりの適用は、次による。
 - ☐ あり
 - なし
- ウ かご内鏡の適用は、次による。
 - ☐ あり
 - なし
- エ かご内専用インジケータ
 - あり
 - ☐ なし
- オ キックプレート
 - あり
 - ☐ (かご内正面の壁含む)
 - ☐ なし
- カ 視覚障害者用装置
 - ☐ (ア) 点字銘板
 - (イ) 自動放送装置
 - ☐ なし
- キ 聴覚障害者用かご内表示装置
 - ☐ あり
 - なし

2.3.5 かごの戸 (標準仕様書 7.3.2.2.4)

- (1) かごの戸の材質の適用は、次による。
- 化粧鋼板
 - ☐ 亜鉛めっき鋼板
 - ☐ ステンレス鋼板
 - ☐
- (4) かご出入口検知装置の適用は、次による。
- 多光軸式 (乗用)
 - ☐ 光電式 (荷物用)
 - ☐ なし

2.3.6 かご操作盤(標準仕様書 7.3.2.2.6)

- (1) 登録済呼び取消し機能の適用は、次による。
- あり
 - ☐ なし

2.3.7 かご内インジケータ (標準仕様書 7.3.2.2.7)

- カバープレートの適用は、次による。
- ステンレス鋼板 (ヘアライン仕上げ)
 - ☐ アルミニウム材

2.3.8 三方枠 (標準仕様書 7.2.2.3.1)

三方枠の材質の適用は、次による。

- ☒ 鋼板
- ☐ 亜鉛めっき鋼板
- ☐ ステンレス鋼板
- ☐

2.3.9 乗場の敷居 (標準仕様書 7.3.2.3.1)

(1) 乗用、寝台用及び人荷共用エレベーターの敷居の適用は、次による。

- ☒ アルミニウム材
- ☐ ステンレス鋼板

(2) 荷物用エレベーターの敷居の適用は、次による。

- ☐ 鋼材
- ☐ アルミニウム材

2.3.10 乗場の戸 (標準仕様書 7.2.2.3.3)

(1) 乗場の戸の材質の適用は、次による。

- ☒ 鋼板
- ☐ 亜鉛めっき鋼板
- ☐ ステンレス鋼板
- ☐

(2) 遮炎性能及び遮煙性能の適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

(3) 乗場の戸の付加仕様の適用は、次による。

- ☐ 視覚障害者用仕様
- ☒ なし

2.3.11 乗場ボタン (標準仕様書 7.3.2.3.2)

(2) 専用乗場ボタンの適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

点字銘板の適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

2.3.12 インジケータ (標準仕様書 7.2.2.3.6)

ホールランタンの適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

音声装置の適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

2.3.13 非常着床用出入口 (標準仕様書 7.2.2.3.7)

非常着床用出入口を設ける場合の仕様は、次による。

- ☐

2.3.14 安全装置 (標準仕様書 7.3.2.5)

(1) 非常止め装置（釣合おもり側）の適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

2.3.15 耐震措置 (標準仕様書 7.3.2.6)

(1) 地域係数は、次による。

- ☒ 1.0

耐震安全性の分類は、次による。

- ☐ S14
- ☒ A14

免震構造の建築物の設計用水平標準震度は、次による。

- ☐

制震構造の建築物の設計用水平標準震度は、次による。

- ☐

(3) 免震構造の建築物の設計用鉛直標準震度は、次による。

- ☐

2.3.16 地震感知器 (標準仕様書 7.2.2.6.3)

(3) 免震構造の建築物の地震感知器の設定値（G a l）は、次による。

- ☐

制震構造の建築物の地震感知器の設定値（G a l）は、次による。

- ☐

2.3.17 管制運転等 (標準仕様書 7.3.2.7)

(1) 管制運転等の適用は、次による。

- ☒ 地震時管制運転
- ☐ 長尺物振れ管制運転
- ☒ 閉じ込め時リスタート運転
- ☒ 火災時管制運転
- ☐ 非常用発電時管制運転(自家発時管制運転)
- ☒ 停電時救出運転
- ☒ 浸水時管制運転(3号機のみ)
- ☒ ピット冠水時管制運転
- ☐ 緊急地震速報連動運転
- ☐ 自動診断回復旧運転

2.3.18 エレベーター監視盤 (標準仕様書 7.3.2.8)

エレベーター監視盤の構成は、次による。

- ☒ 監視装置（表示部、操作部及びインターホン）
- ☒ 電源装置
- ☐ 操作卓
- ☐

エレベーター監視盤の形式は、次による。

- ☐ 自立型
- ☒ 壁掛形
- ☐ デスクトップ形

2.3.19 監視装置 (標準仕様書 7.2.2.8.2)

(1) 表示部の適用は、次による。

- ☒ LEDによる表示
- ☐ 液晶ディスプレイ

(3) 操作キースイッチの適用は、次による。

- ☒ 運転及び休止の切替スイッチ
- ☐ 各種管制運転を行う操作及び基準階切替スイッチ

2.3.20 操作卓 (標準仕様書 7.2.2.8.4)

操作卓の適用は、次による。

- ☐ あり
- ☐ なし

操作卓の寸法は、次による。

- ☐

2.3.21 エレベーター警報盤 (標準仕様書 7.3.2.9)

エレベーター警報盤の適用は、次による。

- ☐ あり
- ☐ なし

2.3.22 塗装標準 (標準仕様書 7.3.2.10.3)

(2) 表面仕上げの塗装程度及び表面平面度の種別は、次による。

- ☐ 1種
- ☒ 2種
- ☐ 3種

2.3.23 電気配線 一般事項 (標準仕様書 7.3.2.11.1)

(4) 保守遠隔監視用（電話回線）配管・配線の適用は、次による。

- ☒ あり
- ☐ なし

第4節 非常用エレベーター

2.4.1 付加仕様 (標準仕様書 7.4.2.1)

ホールランタンの適用は、次による。

- ☐ あり
- ☐ なし

第5節 小荷物専用昇降機

2.5.1 一般事項 (標準仕様書 7.5.1.1)

小荷物専用昇降機は、次による。

- (ア) 種別
 - ☐ テーブル形
 - ☒ フロア形
- (イ) 積載量
 - ☒ 300kg
 - ☐
- (ウ) 速度
 - ☐ 60m/min
 - ☒ 45m/min
 - ☐
- (エ) 停止階
 - ☐ 5 階
 - ☒ 2 階

2.5.2 電動機 (標準仕様書 7.5.2.1.2)

電動機の試験は、次による。

- ☐

2.5.3 マシンビーム及び床材 (標準仕様書 7.5.2.1.5)

マシンビーム及び床材の適用は、次による。

- ☒ 鋼材
- ☐ 形鋼

2.5.4 かご (標準仕様書 7.5.2.2.1)

かご室及びかご床の適用は、次による。

- ☒ 鋼板組立一体形
- ☐ 枠組構造

2.5.5 敷居又は膳板 (標準仕様書 7.5.2.2.3)

敷居の適用は、次による。

- ☐ アルミニウム材
- ☒ ステンレス鋼板

2.5.6 付属品 (標準仕様書 7.5.2.5.2)

巻上電動機ターニングハンドルの適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

ドアロック開放用キーの適用は、次による。

- ☐ あり
- ☒ なし

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)及び監理技術者補佐の配置要件について

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
 - （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなすことができる。）
 - （５）特例監理技術者が兼務できる工事は、東京都（島しょ部除く）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県の都県内の工事でなければならない。
 - （６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （９）特例監理技術者が兼務する工事は維持工事※以外の工事でなければならない。
（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう）
- 2 現場の安全管理体制について、平成7年4月2日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 3 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。
 - （１）監理技術者補佐の資格を有する書類
（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - （２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
（健康保険被保険者証の写しなど）
 - （３）特例監理技術者が兼務する工事の履行場所、内容を示す書類（CORINSの写し）
 - （４）特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③（別記様式-3）※
※（４）は工期途中に本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。
- 4 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（６）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。
- 5 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。
- 6 監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付けなければならない。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③

年 月 日

(あて先)発注者

住所
商号又は名称
代表者氏名

監理技術者が兼務を予定している工事及び配置を予定している監理技術者補佐は下記のとおりです。

特例監理技術者 (予定)		氏名		
		技術検定種目		
現在契約中の工事	工事件名			
	契約番号			
	監理技術者 補佐 (予定)	氏名		
		技術検定種目		
		雇用関係の確認	☐ 健康保険被保険者証 ☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ その他	
※ 工事 監理技術者が兼務を予定している	発注者			
	工事主管部署			
	担当者及び連絡先			
	工事件名			
	施工場所◆			
	工事内容◆	維持工事に該当◆	☐ する ☐ しない	
	契約金額(税込)			
	工事期間◆		年 月 日 ～ 年 月 日	
	現場代理人 氏名			
	監理技術者補佐 氏名(予定)◆			
(備考)				

※ 兼務を予定している工事が入札契約手続き中である場合は、◆の欄のみ記入すること。

配置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認のために必要な資料を添付して提出

※1 監理技術者補佐の資格確認資料の写し

- ① 監理技術者資格者証 ② 一級施工管理技士等の国家資格者の合格証
③ 一級施工管理技士補の合格証明書 等

※2 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し

- ① 健康保険被保険者証^{注1} ② 住民税特別徴収税額通知書 等

注1: 健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施すこと。